

観音寺市水防計画

令和5年度

観音寺市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 機 構	1
第3節 責 任	1
1. 水防管理団体の責任	1
2. 水防本部の責任	1
3. 一般市民の責任	1
第4節 安全配慮	1
第5節 津波における留意事項	1
第6節 用語の定義	2
1. 重要水防区域	2
2. 水防団待機水位	2
3. 氾濫注意水位	2
4. 避難判断水位	2
5. 氾濫危険水位	2
第2章 水防組織及び重要水防区域	3
第1節 水防本部の設置及び事前措置	3
1. 水防本部の設置	3
2. 水防本部の解散	3
3. 水防本部設置前の措置	3
第2節 水防本部の組織及び事務分掌	4
1. 水防本部の組織	4
2. 事務分掌	4
3. 災害対策本部への移行	11

4. 知事が行う水防警報	11
(1) 知事の行う水防警報河川	11
(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元	11
(3) 水防警報の種類・内容と発表基準	12
(4) 知事の行う高潮、津波に関する水防警報河川及び海岸	13
(5) 種類と内容	13
(6) 発表基準	13
(7) 津波警報・注意報、津波予報及び津波情報	14
(8) 水防警報伝達系統	15
5. 知事が行う水位情報の受報と住民周知	16
(1) 水位周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関	16
(2) 水位周知河川の基準水位観測所の諸元	16
(3) 水位周知海岸の実施海岸・区域・基準地点・実施担当機関	17
(4) 水位周知海岸の基準潮位観測所の諸元	17
(5) 伝達系統	17
6. 市の水防体制	17
(1) 気象通報	17
(2) 水防の準備	17
(3) 雨量、水位、潮位報告	18
(4) 堰堤水門の操作	18
(5) 量水標の水防団待機水位及び氾濫注意水位	19
(6) 監視及び警戒	19
(7) 出動	19
(8) 水防用設備資材器具	23
(9) 公用負担	24
(10) 決壊等の通報	26
(11) 避難のための立ち退き	26
(12) 水防解除	26
(13) 水防通信連絡	26
(14) 輸送	27
(15) 水防報告と水防記録	27
(16) 水防訓練等	27
第3節 重要水防区域	28
表1. 河川重要水防区域	29
表2. ため池重要水防区域	30
表3. 海岸重要水防区域	36

表 4. 港湾重要水防区域	36
表 5. 漁港重要水防区域	37
表 6. 急傾斜地危険箇所	37
表 7. 土石流危険区域	41
表 8. 地すべり危険箇所	46
第 3 章 雨量・水位・潮位の観測通報及び連絡	47
第 1 節 雨量・水位・潮位の観測	47
第 2 節 雨 量	47
1. 雨量の観測	47
2. 雨量の通報	47
第 3 節 水 位	47
1. 水位の観測	47
2. 水防団待機水位	48
3. 氾濫注意水位	48
4. 観測開始水位	48
5. 氾濫開始水位	48
6. 水位の通報	48
第 4 節 潮 位	50
1. 潮位の観測	50
2. 潮位の通報	50
第 4 章 高堰堤・主要水門	51
表 9. 高堰堤	51
表 10. 主要水門	51
第 5 章 水防用設備資器材の状況	52
参考資料	
*水防法	1
*観音寺市防災会議条例	29
*観音寺市防災会議運営要綱	32

* 観音寺市災害対策本部条例	34
* 観音寺市防災対策推進会議設置要綱	35
* 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	37
* 観音寺市防災行政無線局一覧表	42

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて、香川県の水防計画に準じ、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、水防上必要な諸体制の大綱を定め、関係各機関と緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的な水防行政の推進を図ることを目的とする。

第2節 機 構

観音寺市水防本部 観音寺市の管内における水防を統括するため水防本部を設置する。
観音寺市水防本部長 観音寺市長（水防管理者）とする。

第3節 責 任

1. 水防管理団体の責任

現下災害のひん発する情勢とその甚大なること、復旧の困難な実情にかんがみ、本市水防機関は郷土を災禍から守るため組織の強化と資材器具等の整備拡充を図り、あらゆる事態に対処し、適切な水防活動を行い、水防効果を十分に発揮できるように努めなければならない。

2. 水防本部の責任

市内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、水防計画に基づいて水防任務を十分に果たさなければならない。

3. 一般市民の責任

常に気象、水防状況に注意し、水害が予想される場合には進んで水防に協力しなければならない。

第4節 安全配慮

大雨、洪水又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波における水防活動は、気象庁が発表する津波情報（「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等）を確認し、現場までの移動時間、水防活動時間、退避時間を考慮のうえ、自らの安全確保を最優先するものとする。

また水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。

第6節 用語の定義

1. 重要水防区域

市長が、洪水、台風等により堤防の決壊、溢水、越波等のため市民経済上相当の損害を生ずる恐れがあるとして指定した河川、ため池、海岸、港湾、漁港等をいう。

2. 水防団待機水位

水防法第12条第1項に規定される「通報水位」。この水位に達した場合、量水標管理者は水位の状況を関係機関に通報しなければならない。

3. 氾濫注意水位

水防法第12条第2項に規定される「警戒水位」。この水位に達した場合、量水標管理者は水位の状況を公表しなければならない。

4. 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

5. 氾濫危険水位

避難指示等の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれのある水位。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される「特別警戒水位」に相当する。

第2章 水防組織及び重要水防区域

第1節 水防本部の設置及び事前措置

1. 水防本部の設置

水防本部は、高松地方気象台より大雨、洪水、高潮警報又は津波注意報が発表されたとき、台風の接近に伴う暴風の警報が発表されたとき、若しくは、大雨、洪水、高潮、津波等に対する危険があると市長（水防管理者）が認めたときから、危険が解消されるまでの間、設置する。

2. 水防本部の解散

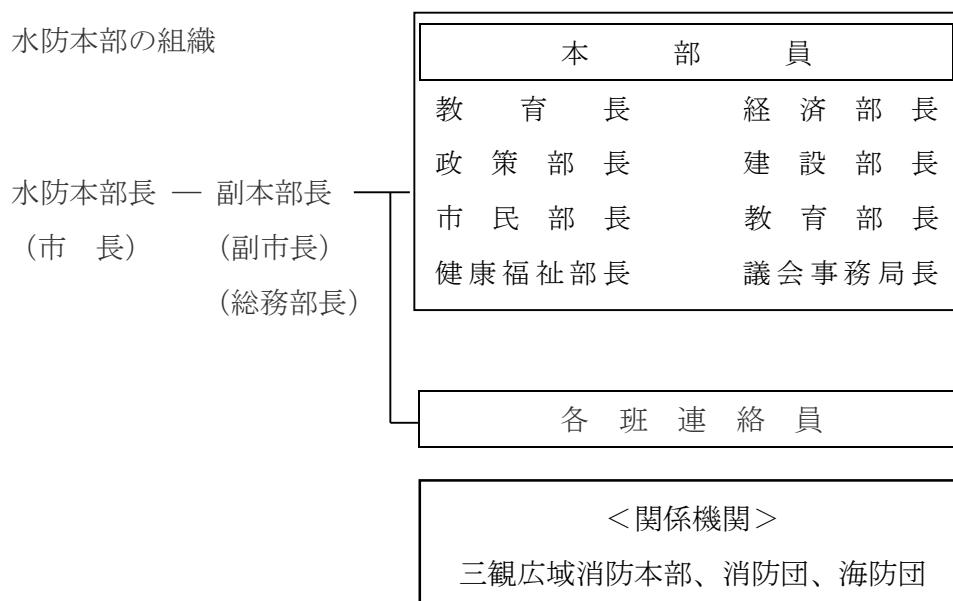
水防本部は水害の危険が解消したと認められるとき、又は水害応急対策がおおむね終了したと認めるとき解散する。

3. 水防本部設置前の措置

- (1) 気象等の注意報及び情報等により水防上必要があると認めるとき、水防本部が設置されるまでの間の水防事務は、観音寺市組織規則に基づき、総務部危機管理課において処理する。
- (2) 休日又は勤務時間外等において、水防上緊急連絡事項が生じたとき又は気象等の注意報及び情報を受信した守衛は、直ちに危機管理課長に通報して指示を受けなければならない。

第2節 水防本部の組織及び事務分掌

1. 水防本部の組織



2. 事務分掌

- ◎本部長 観音寺市水防計画に基づき全般を指揮監督し、水防活動の万全を期するものとする。
- ◎副本部長 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- ◎本部員 教育長及び各部長とする。

◎本部各班の所掌事務

本部各班の所掌事務

部名	班名	担当課名	班長	分掌事務
政策部	情報・動員班	企画課	企画課長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめの統括に関すること 2 土嚢の作製に関すること
	避難所班	ふるさと活力創生課	ふるさと活力創生課長	1 避難所の開設、事務に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	広報班	秘書課	秘書課長	1 広報車による避難指示等の住民周知に関すること 2 ツイッター・フェイスブック・LINEによる避難指示等の住民周知に関すること 3 報道機関の対応に関すること
	情報班	プロジェクト推進課	プロジェクト推進課長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめの統括に関すること
総 務 部	総務調整班 【事務局】	危機管理課	危機管理課長	1 本部の運営に関すること 2 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 3 各部の連絡調整に関すること 4 災害応急対策の統括及び調整に関すること 5 消防団、海防団との連絡調整に関すること 6 国、県及び自衛隊等への応援要請に関すること 7 職員の動員、作業の指示に関すること 8 市民の安否確認に関する統括
	情報班		防災企画係長	1 県への対応に関すること (避難状況報告等) 2 報道機関の対応に関する補佐
			地域防災係長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめに関すること
	避難所班	総務課	総務課長	1 避難所の開設、事務に関すること
	応援班	税務課	税務課長	1 大野原支所への応援に関すること 2 現地確認に関すること
市 民 部	地域支援班	地域支援課	地域支援課長	1 交通関係機関との連絡調整に関すること 2 災害ボランティアに関すること (市社会福祉協議会との連絡に関すること)
	市民班	市民課	市民課長	1 応急食料の確保、配給に関すること (状況に応じて、学校給食班との調整が必要となる。) 2 葬祭施設の保全管理に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	生活環境班	生活環境課	生活環境課長	1 災害ごみに関すること 2 ごみ処理施設の保全管理に関すること
	応援班	生活環境課	環境保全係長	1 豊浜支所への応援に関すること
		人権課	人権課長	1 豊浜支所への応援に関すること
	支所班	大野原支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び調整に関する こと
				2 本部事務局との連絡調整に関すること 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人等災害弱者に関すること 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害対応に関する こと 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対応に関する こと 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		豊浜支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び調整に関する こと 2 本部事務局との連絡調整に関すること 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人等災害弱者に関すること 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害対応に関する こと 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対応に関する こと 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		伊吹支所	支所長	1 島しょ部の災害応急対応に関すること 2 情報収集及び伝達等に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
健康福祉部	福祉班	社会福祉課	社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 日赤奉仕団との連絡に関する事 2 災害救助法の事務に関する事 3 義援見舞金品等の受付及び配分に関する事 4 救援物資の保管と配給に関する事 5 障害者等災害弱者に関する事 6 避難所での対応に関する事（避難所班の応援） 7 り災による身元不明死者の収容及び埋火葬に関する事
	高齢介護班	高齢介護課	高齢介護課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 独居老人に関する事 2 災害時における要配慮者の避難支援に関する事 3 要介護者の避難に関する事 4 担当施設の保全及び被害調査に関する事 5 避難所での対応に関する事（避難所班の応援）
	支援班	子育て支援課	子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 担当施設の保全に関する事 2 避難所での対応に関する事（避難所班の応援）
	支援班	こども未来課	こども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所等との連絡調整に関する事 2 担当施設の保全に関する事 3 避難所での対応に関する事（避難所班の応援）
	健康増進班	健康増進課	健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護班編成派遣に関する事 2 協力医療機関との連絡に関する事 3 感染症患者の収容及び防疫に関する事 4 避難所での対応に関する事（避難所班の応援）
経 済 部	農林水産班	農林水産課	農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地及び山林等の災害対応に関する事 2 農業用施設及び漁業施設等の災害対応に関する事 3 農林水産業関係の被害調査に関する事 4 家畜等の防疫に関する事 5 ため池の放流等の連絡に関する事 6 支所との連絡調整に関する事

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	応援班	地籍調査課	地籍調査課長	1 大野原支所への応援に関する事 2 現地確認に関する事
	商工観光班	商工観光課	商工観光課長	1 担当施設の保全及び被害調査に関する事 2 商工業関係団体への協力要請に関する事
建 設 部	建設班	建設課	建設課長	1 道路、橋りょうの被害調査及び災害対応に関する事 2 河川、港湾施設、海岸等の被害調査及び災害対応に関する事 3 がけ崩れ等の災害対応に関する事 4 建設資材の調達に関する事 5 災害救助用仮設住宅の建設に関する事 6 支所との連絡調整に関する事 7 建築施設の応急対策に関する事
	都市整備班	都市整備課	都市整備課長	1 災害現地の救援、出動に関する事 2 公園施設等の保全及び被害調査に関する事 3 浸水家屋等の被害調査に関する事 4 被災建築物・宅地危険度の判定に関する事 5 公営住宅（空き室）の入居斡旋に関する事 6 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 7 建設班の応援に関する事
	下水道班	下水道課	下水道課長	1 下水ポンプ場及び下水処理場の保全管理に関する事 2 排水対策に関する事 3 し尿、汚水等の汲取り処理に関する事
会計管理者	応援班	会計課	会計管理者	1 大野原支所への応援に関する事
教 育 部	総務班	教育総務課	教育総務課長	1 教育部各班の調整及び事務局との連絡調整に関する事 2 避難所（小・中学校、幼稚園、市民会館）の開設に関する事（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること）

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
				3 学校施設等の被害調査に関すること
	学校教育班	学校教育課	学校教育課長	1 児童・生徒等の避難に関すること 2 被災学校及び被災児童・生徒等の教育・保健管理に関すること
	応援班	学校教育課	学校教育課長 補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	文化振興班	文化振興課	文化振興課長	1 避難所（公民館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 施設の管理・保全に関すること
	応援班	文化振興課	文化振興課長 補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	市民スポーツ班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長	1 避難所（体育館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 スポーツ施設の管理・保全に関すること
	応援班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	学校給食班	学校給食課	学校給食課長	1 炊出しに関すること（市民班と食料の供給について、連絡・調整すること） 2 給食施設の管理・保全に関すること
その他事務局	議会事務局班	議会事務局	議会事務局長	1 市議会の連絡に関すること
	応援班	議会事務局	議会事務局次長	1 大野原支所への応援に関すること
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	1 大野原支所への応援に関すること
		監査委員事務局	監査委員事務局長	1 大野原支所への応援に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
		農業委員会 事務局	農 業 委 員 会 事 務 局 長	1 豊浜支所への応援に関すること

◎三観広城南消防署（消防班）

市水防本部設置後、消防署長等が本部に待機し、本部長と連携して水防活動、救助・救急活動に当たる。

- 災害危険箇所の視察警戒 ●水防・消防活動 ●救助救急活動

◎地区隊（消防団、海防団）

- | | | | |
|-------------|-----|-------|--------------|
| ○消防団（22 箇隊） | 総指揮 | 消防団長 | |
| | 隊 長 | 分 団 長 | 警戒・工作活動の現場指揮 |
| | 隊 員 | 分 団 員 | 警戒・工作活動 |
| ○海防団（2 箇隊） | 総指揮 | 海防団長 | |
| | 隊 長 | 救助隊長 | 警戒・工作活動の現場指揮 |
| | 隊 員 | 救助隊員 | 警戒・工作活動 |

(イ) 消防班は各班と協力して防災にあたるものとする。

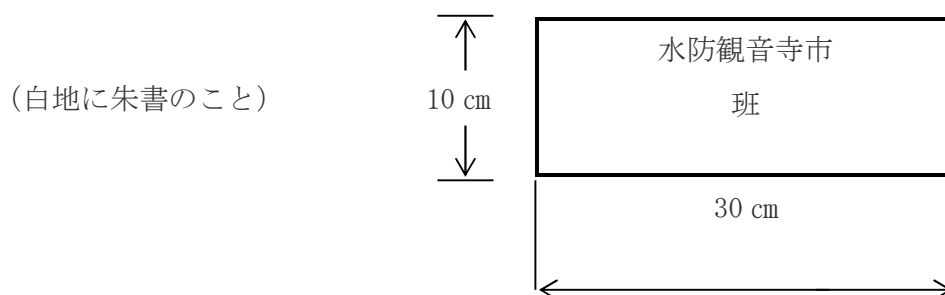
(ロ) 地区隊は消防分団員、海防団員をもって編成し、地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）は主として現場作業の統一指揮権を有するものとし、水防管理者（市長）の代行者としての職員の権限を侵してはならない。

(ハ) 各班・隊の相互間にはよく連絡を密にするとともに常にその系統を経て報告しなければならない。

(ニ) 災害の状況により本部付各課かい長は各課職員を招集し処理するものとする。

(ホ) 水防本部設置前の執務時間外の水防本部の連絡任務については、危機管理課において受理し、課員は直ちにこれを副市長に通知するものとする。

(ヘ) 市役所職員が水防に従事するときは、次の腕章をつけるものとする。



3. 災害対策本部への移行

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項に基づき、観音寺市災害対策本部が設けられたときは、水防本部は災害対策本部に統括される。

4. 知事が行う水防警報

水防法第16条の規定により知事が指定した河川についての水防警報の発表があったとき、又は高潮及び津波に関する水防警報の発表があったとき、水防管理者は、以下に示す水防体制をただちに水防団に通知する。

(1) 知事の行う水防警報河川

河川名	区 域		延長	基準水位 観測所	関係水防 管理団体		
財田川 (下流)	幹川	左岸	香川県観音寺市本大町 字江藤道東779番地4地先 (三豊市との行政界)	から海まで (河口)	6.65Km	稲積橋	観音寺市 三豊市
		右岸	同県三豊市豊中町本山 字四ツ足西770番地先				
柞田川	幹川	左岸	香川県観音寺市大野原町 丸井73番地地先 (福田川合流点)	から海まで (河口)	6.60Km	黒淵橋	観音寺市
		右岸	同県同市同町 丸井694番地地先				

(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位観測所	地 先 名	位 置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位
財田川 (下流)	稲積橋	観音寺市村黒町	河口より 1.9Km	2.20m	3.00m
柞田川	黒淵橋	観音寺市柞田町	河口より 1.8Km	2.20m	2.80m

(3) 水防警報の種類・内容と発表基準

(イ) 種類と内容

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。
情 報	増水状況、河川状況等を適宜提供する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

(ロ) 発表基準

待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
水位が氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	気象台から大雨、洪水、高潮、津波に関する警報が発令されている場合で、かつ水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する。	水防作業を必要としなくなったとき

河川名	基準水位観測所	待 機	準 備※	出 動	情 報	解 除
財田川 (下流)	稲 積 橋	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が2.20mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	水位が3.00mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき
柞田川	黒 淵 橋	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が2.20mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	水位が2.80mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき

※警報のうち「準備」の発表については、気象台から大雨、洪水、高潮、津波に関する注意情報又は警報が発令されている場合に限る。

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については、省略することがある。

(4) 知事の行う高潮、津波に関する水防警報河川及び海岸

(ア) 高潮

対 象	範 囲
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の7市5町

(イ) 津波

対 象	範 囲
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の7市5町

(5) 種類と内容

(ア) 高潮

種 類	内 容
準備及び出動	陸開や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

(イ) 津波

種 類	内 容
出 動	陸開や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

(6) 発表基準

(ア) 高潮

種 類	発 表 基 準
準備及び出動	高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。(自動発表)
解 除	高潮注意報が解除されたとき。(自動発表)

(イ) 津波

種 類	内 容
出 動	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発表)
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。(自動発表)

(7) 津波警報・注意報、津波予報及び津波情報

(ア) 注意報及び警報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(イ) 津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(ウ) 津波情報

	情報の種類	発表内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報・津波注意報の基準を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(8) 水防警報伝達系統

【財 田 川・柞 田 川】



5. 知事が行う水位情報の受報と住民周知

水防法第 13 条の規定により知事が指定した河川について、西讃土木事務所長から次に示す計画に基づき水位又は流量等の水位情報を受け、基準水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき、水防管理者（市長）は防災無線、広報車等により住民に周知を行うものとする。

(1) 水位周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関

河川名	区 域		延 長	基準水位観測所	実施担当機関	
財田川 (下流)	幹川	左岸	から海まで (河 口)	6.65Km	稲積橋	西 讃 土木事務所
		右岸				
柞田川	幹川	左岸	から海まで (河 口)	6.60Km	黒渕橋	西 讃 土木事務所
		右岸				

注) () 内書は、水位情報の通知の際の呼称である。

(2) 水位周知河川の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位観測所	地 先 名	位 置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
財田川 (下流)	稲 積 橋	観音寺市 村黒町	河口より 1.9 km	2.20m	3.00m	3.15m	3.40m
柞田川	黒 渕 橋	観音寺市 柞田町	河口より 1.8 km	2.20m	2.80m	3.35m	3.65m

水防法第 13 条の規定により知事が指定した海岸について、西讃土木事務所長から次に示す計画に基づき水位を示して水位情報を受け、水防管理者（市長）は防災無線、広報車等により住民に周知を行うものとする。

(3) 水位周知海岸の実施海岸・区域・基準地点・実施担当機関

区域名	区域		基準潮位観測所	実施担当機関名
ブロック 1	燧灘沿岸	観音寺市	観音寺港	西讃土木事務所

(4) 水位周知海岸の基準潮位観測所の諸元

区域名	基準潮位観測所	位置	高潮特別警戒水位
ブロック 1	観音寺港	観音寺市観音寺町	T.P+2.52m

(5) 伝達系統



6. 市の水防体制

(1) 気象通報

高松地方気象台が気象予報を発表したときは、水防管理者はこれを水防団及び消防機関等に通知する。気象予報の収集にあたっては、防災情報システム等により行うこととする。

(2) 水防の準備

高松地方気象台より注意報及び警報の通知があったときは、その状況に応じ次の各号により市の水防準備体制を整えなければならない。

- (イ) 総務部長は水防管理者（市長）に報告し水防本部構成準備をすると同時に各部長に通報しなければならない。
- (ロ) 総務部長は、前記予報を受けた時は総指揮者である消防団長及び海防団長に通報するものとする。通報を受けた総指揮者（消防団長、海防団長）は、各地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）に通報するものとする。
- (ハ) 各地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）は前記通報を受けた時は人員の召集、準備、機械器具、資材の点検等を行い、準備体制を整えなければならない。
- (ニ) 建設部長は、前記予報を受けたときは建設課長と協議し、最小限度の要員の招集を行い、必要箇所に人員を派遣できる準備をしなければならない。
- (ホ) 総務部長は危機管理課長に命じ、直ちにこれに関係機関に通報し、なお、必要があると認めるときは、広報車その他の方法により管内一般に周知するものとする。

(3) 雨量、水位、潮位報告

(イ) 雨 量

水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、気象観測結果の把握に努め、必要事項を管内関係機関に連絡する。

(ロ) 水 位

水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、水位の変動を必要がある場合に関係機関に連絡する。

(ハ) 潮 位

水防本部長（市長）は気象台の潮位表により潮位の変動に注意するとともに、気象状況の通報を受けた高潮の危険が察知されたときは、香川県防災情報システムを利用して情報収集し、潮位の動向を監視し所定の報告を行うものとする。

ただし、下記の場合は報告と同時に南消防署長に連絡をとり、消防班員を警戒配置するものとする。

(a) 大潮時中心気圧 970 ヘクトパスカル以下の台風が西日本に上陸するおそれのある場合

(b) 潮位が観音寺港潮位読み取り数字において、4.1メートル以上となるおそれのあるとき

雨量・水位・潮位につき、関係先より受けた報告は、必要ある場合は観音寺警察署に通知するものとする。

(4) 堰堤・水門の操作

(イ) 堰堤・水門（洪水）

堰堤、溜池等の管理者（操作担当者）は気象状況の通知を受けたとき、又は状況により堰堤、余水吐、排水門を開放し、水位の低下をはかる等適切な措置をとること。

なお、操作についてはそれぞれ関係管理団体において所定の基準あるいは規定に従い確実な操作を実施する。

市内の高堰堤・主要水門は第4章のとおりである。

(ロ) 水門・陸閘（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減・防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、気象注意報・警報等の通知を受けたとき、又は潮位等の気象状況を考慮し、浸水のおそれがあると認めるときは、所定の基準あるいは規定に従い確実な操作を実施する。

なお、陸閘の閉鎖は次の注意報・警報を基準とする。

(a) 高潮注意報（台風等によるもの）、高潮警報、高潮特別警報

(b) 津波注意報、津波警報、大津波警報

(ハ) 安全配慮

水門・陸閘の操作を行う場所に、避難指示等が発令された場合には、操作員の安全確保のための避難を優先する。

(5) 量水標の水防団待機水位及び氾濫注意水位

各河川の量水標における水防団待機水位に達したとき、水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、気象その他の状況により職員等の監視者を派遣し、警戒に努めるとともに水防団員の招集準備その他適切な措置をとるものとする。

氾濫注意水位に達したときは、監視員は直ちに所定の措置をとり消防班は(7)により出動するものとする。

水防団待機水位及び氾濫注意水位は第3章のとおりとする。

(6) 監視及び警戒

(イ) 常時監視

水防管理者（市長）は、水防法第9条に基づき重要な河川、海岸、堤防等は、常時巡視員に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見に努め、必要な措置をとらなければならない。

(ロ) 非常巡視及び警戒

水防本部長（市長）は、気象状況の通知があったとき、又は増水前より監視及び警戒を厳にして異常を発見したときは、直ちに西讃土木事務所及び県危機管理課に報告するとともに応急の措置をとる。

(ハ) 重要水防区域

特に警戒を要する水防区域は、第3節のとおりとし、重点的な監視警戒に注意する。

(ニ) 危険区域

特に警戒を要する危険区域は、第3節のとおりとし、重点的な監視警戒に注意する。

(7) 出動

(イ) 水防機関の出動

水防法第16条に基づき、水防警報が発せられたとき、水防管理者（市長）はあらかじめ定めた計画により直ちに消防班を出動させるものとする。この場合、直ちに西讃土木事務所及び県水防本部に報告するものとする。

(a) 水防警報発令以前に出動を要するとき、地区隊にあっては南消防署長の許可を得、招集